

令和8年2月

豊田市の審議会等

委員募集要項

<応募締切り>令和8年2月25日（水）

豊田市のまちづくりについて
一緒に考えてみませんか？

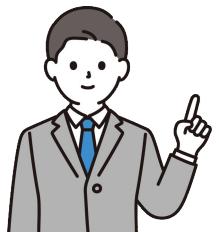
- ・地域経営懇話会
- ・環境審議会
- ・ジェンダー平等推進懇話会
- ・都市計画審議会
- ・市街地緑地保全審議会
- ・生涯学習審議会
- ・文化芸術振興委員会
- ・美術館運営協議会
- ・博物館運営協議会
- ・民芸館運営協議会

豊 田 市

●審議会って何だろう？

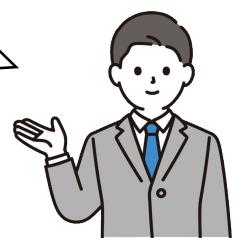


審議会とか言われても、一体何のことなのか分からぬわ…会議をするのかなというイメージはあるけど…



●審議会とは…

市の重要な施策や方針の決定にあたり、広く意見を求めるために設置する組織です。メンバーは、市民公募委員のほかに、学識経験者（大学教授など）、専門家、地域の代表者などがいらっしゃいます。会議に出席していただき、それぞれの立場から意見を言っていただきます。



●会議はどのように開催されるの？



市の行っていることに対して、意見を言うことができるのね。でも、ちょっと難しそうだわ…私にも出来るのかしら。



会議では、委員の皆さんのが意見を言いやすいように、資料作成をはじめとしてできるだけ分かりやすく情報を伝えするよう心掛けていますし、思ったより身近な話題が多くあると思いますよ。

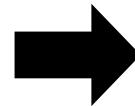
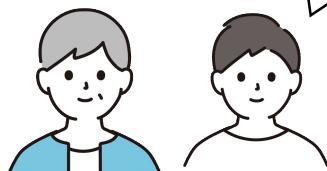
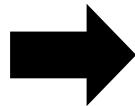
【会議のイメージ】

次年度、豊田市〇〇計画を策定します。市民の立場からの意見を聞かせてください！

生活をしていると
●●のようなことを感じます。

若い世代
から見ると…

なるほど、市民の方は
このように考えている
のか…計画に生かして
いこう！



●会議の開催頻度や委員の任期は？



それなら私も出来そう！
…でも、そんなに頻繁には
参加できないかもしれないわ

会議の頻度は概ね年間2～5回で、
委員のみなさんの予定に合わせて開催します。
また、任期は2～3年の会議が多いです。
ぜひ一度参加してみてください！



●どんな会議があるの？



よし、じゃあ一度やってみようかな！
どんな会議があるかはどうやって
知ることができるのかしら？

豊田市では、環境や教育、福祉など各分野に
わたって多くの審議会等が設置されています。
審議会等の一覧は、豊田市ホームページで
見ることができますよ。



豊田市のまちづくりについて

一緒に考えてみませんか？

今回委員を募集する審議会の概要と

具体的な応募方法などは次ページからをご覧ください

地域経営懇話会

～豊田市の都市経営にあなたの意見を活かしてみませんか～

1 公募の趣旨

豊田市では、「地域経営」の考え方に基づき、行政改革その他の施策の推進に取り組んでいます。

地域経営とは、市民はもとより、多様な団体や企業等と市役所とが協力し合い、地域が持つ自然、文化、歴史、産業等の様々な資源を、経営的視点をもって大切に生かしながら、将来にわたって安心して豊かに暮らせる地域社会を実現していくこうとするものです。

市役所の重要な取組を、こうした地域経営の考え方へ沿ったものとしていくためには、広く市民の皆様からご意見をいただくことが重要と考え、地域経営懇話会を設けています。

地域経営を担う一員として、ご参加いただける方の応募をお待ちしています。

2 審議会等で話し合う事項

『行政改革の推進及び行政評価並びに重要施策に関すること』

(参考：過去の議題等)

- ・事業・事務の最適化の取組について
- ・豊田市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略実績評価について

3 委員の任期・会議の予定回数

・任期は3年です。(予定：令和8年8月～令和11年8月)

・年2回程度の会議に出席していただきます。(1回2時間程度)

4 応募資格

豊田市内に在住・在勤・在学(高校生を除く。)する18歳以上の人

5 公募人数

3人以内(総委員数は20人以内です。)

6 選考方法

応募用紙による書類選考及び面接

※書類選考課題：「豊田市の行政改革に望むもの」(800文字程度)

7 備 考

- ・原則として、平日に開催します。
- ・会議の出席に応じて報酬を支払います。

□■□ 問合せ 行政改革推進課 (TEL: 0565-34-6652) □■□

環境審議会

～環境にやさしく、多様で豊かなまちづくりの
実現にあなたの意見を活かしてみませんか～



1 公募の趣旨

本市では、豊田市環境基本計画を始めとした各計画に基づき、環境にやさしく、多様で豊かなまちづくりを進めています。環境にやさしいまちづくりのためには、一人ひとりの環境行動の促進、共働による相乗効果の創出、環境行動を下支えする仕組みづくりを総合的に進めていく必要があります。これらの取組を推進する上で、市民の皆様の目線からご意見等をいただきたいので、委員を募集します。

2 審議会等で話し合う事項

「豊田市環境基本計画などの施策の進捗管理や評価に関する審議」

3 委員の任期・会議の予定回数

- ・任期は2年です。（予定：令和8年4月～令和10年3月）
- ・年2～4回程度の会議に出席していただきます。（1回2時間程度）

4 応募資格

豊田市内に在住・在勤・在学（高校生を除く。）する18歳以上の人

5 公募人数

7人以内（総委員数は20人以内です。）

6 選考方法

応募用紙による書類選考及び面接

※課題：「私たち市民が取り組むべき環境分野の課題と解決策」（800字程度）

【環境分野の例】「気候変動への対策」「自然との共生」「循環型社会の形成」「生活環境の保全」

7 備 考

- ・会議は原則として、平日に開催します。
- ・会議の出席に応じて報酬を支払います。

□■□ 問合せ 環境政策課 (TEL: 0565-34-6650) □■□

ジェンダー平等推進懇話会

～ジェンダー平等推進によって誰もが自分
らしく豊かに暮らせる社会を目指して～



豊田市ジェンダー平等推進センター

1 公募の趣旨

ジェンダー平等社会は、性別にかかわりなく、誰もが社会を構成する対等なメンバーとして認め合い、仕事、家庭、地域などあらゆる分野において参画する機会を平等に有し、喜びも責任も共に分かち合う社会です。豊田市においても、ジェンダー平等社会の実現を目指し、令和7年3月に「クローバープランV（第5次とよた男女共同参画プラン）」を策定し、市民の皆さん一人ひとりがこの社会の必要性及び重要性を理解し、生活の中に取り入れていくことができるよう各種施策を実施していきます。そこで、当該プランを推進していくためには、学識経験者等と共に皆さんから幅広い意見をいただく必要があると考え、委員を公募します。

2 審議会等で話し合う事項

「クローバープランVの総合推進及びジェンダー平等社会に向けた施策に関する協議」

(参考：過去の議題等)

- ・クローバープランVの進捗状況について
- ・クローバープランVに基づく事業の視察、評価について

3 委員の任期・会議の予定回数

- ・任期は2年です。（予定：令和8年4月～令和10年3月）
- ・年4回程度の会議に出席していただきます。（1回2時間程度）

4 応募資格

豊田市内に在住・在勤・在学（高校生を除く。）する18歳以上の人

5 公募人数

2人以内（総委員数は10人以内です。）

6 選考方法

応募用紙による書類選考

※課題：「ジェンダー平等社会の実現に向けて」（文字数自由）

7 備 考

- ・原則として、平日に開催します。
- ・会議の出席に応じて報酬を支払います。

□■□ 問合せ ジェンダー平等推進センター（電話：0565-31-7780）□■□

都市計画審議会

～これからのまちづくりについて
あなたの意見を活かしませんか～



1 公募の趣旨

- ・都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための「土地利用」、「都市施設」及び「市街地整備事業」に関する計画を総合的、一体的に定めるものです。
- ・都市計画審議会は、これらの都市計画を決定する前に、その案件について審議するため、都市計画法に基づき設置されている審議会です。
- ・委員は、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員、県の職員、市民公募委員で組織されており、市民目線による幅広い意見をいただくため、委員を公募します。

2 審議会等で話し合う事項

『土地利用や道路、公園などの都市計画の決定及び変更に関する審議』

(参考：過去の議題等)

- ・豊田都市計画 用途地域の変更について
- ・豊田都市計画 地区計画の決定について

3 委員の任期・会議の予定回数

- ・任期は2年です。(予定：令和8年6月～令和10年5月)
- ・年3回程度の会議に出席していただきます。(1回2時間程度)

4 応募資格

豊田市内に在住・在勤・在学（高校生を除く。）する18歳以上の人

5 公募人数

2人以内（総委員数は20人以内です。）

6 選考方法

応募用紙による書類選考

※テーマ別の課題：「とよたの都市計画とまちづくり」、「市民生活とまちづくり」、「これまでのとよた これからのとよた」のいずれか（800字程度）

7 備 考

- ・原則として、平日に開催します。
- ・会議の出席に応じて報酬を支払います。

市街地緑地保全審議会

市街地の緑地保全について
考えてみませんか？



1 公募の趣旨

市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、平成元年より「豊田市市街地における緑の保全条例」を制定し、市街地に残された緑地の保全に努めています。

市街地緑地保全審議会で緑地の保全に関する方針など重要事項を調査・審議します。

市民感覚に根ざした幅広い立場からのご意見が必要ですので、委員を公募します。

2 審議会等で話し合う事項

- ①指定緑地の指定等の審議
- ②緑地の保全に関する重要事項の審議

3 委員の任期・会議の予定回数

- ・任期は2年です。（予定：令和8年11月～令和10年10月）
 - ・年1～2回程度の会議に出席していただきます。（1回2時間程度）
- ※審議事項がない場合は会議の開催はありません。

4 応募資格

豊田市内に在住・在勤・在学（高校生を除く。）する18歳以上の人

5 公募人数

2人以内（総委員数は10人です）

6 選考方法

応募用紙による書類選考

※テーマ別の課題「豊田市の市街地における緑地保全のあり方」（文字数自由）

7 備考

- ・原則として、平日に開催します。
- ・会議の出席に応じて報酬を支払います。

□■□ 問合せ 公園緑地課（電話：0565-34-6621） □■□

生涯学習審議会

～豊田市の生涯学習に

あなたの意見を生かしてみませんか～



1 公募の趣旨

本市では、第9次総合計画を基本に生涯学習に関する施策を推進し、計画を支える重要な視点としてこどもを起点としたまちづくりを位置付けています。

生涯学習審議会では、市民一人ひとりが、生涯にわたりいつでも自由に学び、学んだことを生かして、自分らしく活躍できる自立した地域社会を築いていくための、生涯学習施策のあり方を議論します。

地域のまちづくりやこどもの成長に関わる取組みに参画されている方など、幅広い市民の方からのご意見をいただくため、委員を公募します。

2 審議会等で話し合う事項

「こどもを起点とした地域との共働について～地域学校共働本部のあり方と方策～」

(参考：過去の議題等)

- ・令和4・5年度 「人生100年時代における学びのあり方と方策」
- ・令和6年度 「交流館のあり方と方策」 →つながり合い、学び合い、コーディネート

3 委員の任期・会議の予定回数

- ・任期は2年です。(予定：令和8年5月～令和10年3月)
- ・年3～4回程度の会議に出席していただきます。(1回2時間程度)

4 応募資格

豊田市内に在住・在勤・在学（高校生を除く。）する18歳以上の人

5 公募人数

1人程度（総委員数は20人以内です。）

6 選考方法

応募用紙による書類選考及び面接による選考

※課題：「こどもを起点に地域とつながり合うためには」（800文字程度）

7 備考

- ・原則として、平日に開催します。（一部ワークショップ等を休日開催する場合あり）
- ・会議の出席に応じて報酬を支払います。

□ ■ □ 問合せ 学び体験推進課（電話：0565-34-6660） □ ■ □

文化芸術振興委員会

文化芸術とともに楽しむまちの実現に向けて
あなたの意見を生かしてみませんか



1 公募の趣旨

豊田市は、多くの市民が文化芸術に親しみ、まちの魅力や愛着が生まれるよう、令和8年3月に「第3次豊田市文化芸術振興計画」を策定します。この計画を推進するために、施策の評価及び検証並びに施策等の提言等を行う組織として豊田市文化芸術振興委員会を設置しています。委員会においては、市民感覚に根ざしたご意見をいただくことが必要であり、広く市民の皆さんから委員を公募いたします。

2 審議会等で話し合う事項

- ① 豊田市文化芸術振興計画の施策の評価及び検証に関すること
- ② 豊田市文化芸術振興計画の施策に関すること
- ③ 文化芸術振興に係る関係団体の連携及び連絡調整に関すること
- ④ その他、文化振興の推進に関すること

3 委員の任期・会議の予定回数

- ・任期は2年です。(予定:令和8年4月～令和10年3月)
- ・年2、3回程度の会議に出席していただきます。(1回2時間程度)

4 応募資格

- ・豊田市内に在住・在勤・在学（高校生を除く。）する18歳以上の人
- ※文化活動経験は無くて構いません。これから文化振興を考える上で、これまでの仕事や趣味の経験から文化とそれ以外の分野（観光、産業、福祉、国際交流など）の関わり・連携について考え、意見ができる人を募集します。

5 公募人数

1名程度（総委員数は15人以内です。）

6 選考方法

応募用紙による書類選考

※課題：「豊田市の文化芸術振興に必要なもの」（文字数自由）

7 備考

- ・原則として、会議は平日の日中に開催し、出席に応じて報酬を支払います。
- ・この委員会は、要綱により設置するものです。委員は、非常勤特別職になりません。

□ ■ □ 問合せ 文化振興課 (TEL: 0565-34-6631) □ ■ □

美術館運営協議会

～豊田市美術館の運営にあなたの
意見を生かしてみませんか～



1 公募の趣旨

市美術館は国内外の近・現代の芸術の流れを展望するにふさわしい作品を収集、展示する総合美術館として平成7年11月に開館しました。多くの皆様に支えられ、より大きな感動と満足を得ていただけるような美術館でありたいと、平成14年に運営協議会を設置しました。

「おしゃれでかっこいい、そして、親切で親しみやすい美術館」を目指し、引き続き市民のニーズ、市民意識に根ざしたご意見をいただくため、委員の改選にあたり、市民の皆様に委員の公募をします。

2 審議会等で話し合う事項

- ①展覧会に関すること。
- ②美術文化の普及（美術館のファンを増やす方策等）に関すること。
- ③施設利用及び美術館運営に関すること。

3 委員の任期・会議の予定回数

- ・任期は2年です。（予定：令和8年7月～令和10年6月）
- ・年2回程度の会議に出席していただきます。（1回2時間程度）

4 応募資格

豊田市内に在住・在勤・在学（高校生を除く。）する18歳以上の人

5 公募人数

2人以内（総委員数は10人以内です。）

6 選考方法

応募用紙による書類選考

※課題：「豊田市美術館の運営に関する意見」（800字程度）

7 備 考

- ・原則として、平日に開催します。
- ・会議の出席に応じて報酬を支払います。

□ ■ □ 問合せ 美術館（電話：0565-34-6748） □ ■ □

博物館運営協議会

～みんなでつくりつづける博物館の運営に
あなたの意見を活かしてみませんか～



1 公募の趣旨

豊田市博物館は、令和6年4月に開館し、豊田市の歴史、文化、自然などを紹介するとともに、国内外の貴重な歴史資料や最新の科学技術、自然に関する展示を行っています。「みんなでつくりつづける博物館」をコンセプトに、「とよはくパートナー」をはじめとする様々な主体による展示やイベント事業も実施し、また、子どもの主体的な学びと地域への興味関心を醸成するため、展示や体験を通じて新たな発見ができるよう、博物館学習事業を行っています。

博物館運営協議会は、豊田市博物館の運営に関するご意見を、幅広い立場からいただくための協議会です。市民の皆様からは市民感覚に根ざしたご意見をいただきたく、委員を公募します。

2 審議会等で話し合う事項

「豊田市博物館の運営に関する審議」

3 委員の任期・会議の予定回数

- ・任期は2年です。(予定：令和8年6月1日～令和10年5月31日)
- ・年2回程度の会議に出席していただきます。(1回2時間程度)

4 応募資格

豊田市内に在住・在勤・在学（高校生を除く。）する18歳以上の人

5 公募人数

2人以内（総委員数は10人以内です。）

6 選考方法

小論文（作文）による選考（あわせて、面接をする場合があります。）

※テーマ：「市民が参加する博物館について」（文字数800字程度）

7 備 考

- ・原則として、平日に開催します。
- ・会議の出席に応じて報酬を支払います。

□■□ 問合せ 博物館 (TEL: 0565-32-6512) □■□

民芸館運営協議会

～民芸館の運営に
あなたの意見を活かしてみませんか～



1 公募の趣旨

民芸館は昭和 58 年の開館以来、展覧会の開催や工芸講座等の実施を通して、暮らしに宿る手仕事の美を評価する民芸^{*}の価値や魅力を発信することで、市民文化の育成に寄与しています。

また、本多記念民芸の森では、平成 28 年の一般公開以来、実業家であり古陶磁研究家でもある本多静雄氏の偉業や地域の歴史を継承する場として、展示や体験講座を開催しています。

民芸館運営協議会では、民芸館や本多記念民芸の森の事業計画・事業報告を踏まえた事業評価に関する意見をいただきます。運営にあたり、市民感覚に根差した幅広いご意見をいただくことが必要であると考え、市民の皆様から委員を公募します。

※ 民芸・民藝（民衆的工藝）は、日々の暮らしの中で使われる手仕事の道具や工芸品に宿る美しさを大切にする考え方であり、生活の美を尊ぶ価値観です。思想家であり日本民藝館の創設者である柳宗悦（1881-1961）が提唱し、実用的で素朴な品々に健やかな美を見出しました。

2 審議会等で話し合う事項

「豊田市民芸館及び豊田市本多記念民芸の森の運営に関する審議」

3 委員の任期・会議の予定回数

- ・任期は2年です。（予定：令和8年6月1日～令和10年5月31日）
- ・年2回程度の会議に出席していただきます。（1回2時間程度）

4 応募資格

豊田市内に在住・在勤・在学（高校生を除く。）する18歳以上の人

5 公募人数

2人以内（総委員数は10人以内です。）

6 選考方法

応募用紙による書類選考

※課題：「親しみある民芸館の実現に向けて」をテーマとする小論文（800字程度）

7 備 考

- ・原則として、平日に開催します。
- ・会議の出席に応じて報酬を支払います。

□ ■ □ 問合せ 博物館 民芸館 （電話：0565-45-4158） □ ■ □

【応募方法】

巻末の応募用紙を切り取り、必要事項を記入して担当課に直接持参するか、郵送又はFAX、Eメールで送付してください。

- ※ 応募用紙は、豊田市のホームページ（<https://www.city.toyota.aichi.jp/>）からダウンロードすることができます。
- ※ 募集期間における休業日：土曜日、日曜日及び祝日（ジェンダー平等推進センター、美術館、博物館及び民芸館は月曜日）

【応募締切り】

令和8年2月25日（水）までに担当課へ御応募ください。（消印有効）

【選考結果】

募集期間終了後、概ね1か月以内に、担当課から本人に郵送で通知します。

【備考】

- ① 審議会等の会議は、原則として、公開（会議の傍聴）します。
- ② 当該審議会等は、条例により設置された市の附属機関（※1）です。
- ③ 審議会の委員は、非常勤特別職（※2）になります。
- ④ 原則として、他の審議会等（地域会議を除く。）の委員を兼ねることができません。
- ⑤ 原則として、委員の在任期間は連続2期までです。
- ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する人は応募できません。
- ⑦ 応募内容に虚偽がある場合は無効とします。

（※1）法律又は条例の定めるところにより、執行機関（市長、教育委員会など）の内部部局のほかに、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する合議制の機関

*今回の募集案件のうち、ジェンダー平等推進懇話会及び文化芸術振興委員会については、要綱により設置された懇談会（審議会に準じた機関）となります。

（※2）地方公務員法第3条に定める特別職の地方公務員

【 担 当 課 】

地域経営懇話会 行政改革推進課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6652 / FAX: 34-6815
Eメール: gyoukaku@city.toyota.aichi.jp

環境審議会 環境政策課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6650 / FAX: 34-6759
Eメール: kansei@city.toyota.aichi.jp

ジェンダー平等推進懇話会 ジェンダー平等推進センター

〒471-0034 小坂本町1-25 / 電話: 31-7780 / FAX: 31-3270
Eメール: clover@city.toyota.aichi.jp

都市計画審議会 都市計画課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6620 / FAX: 34-6764
Eメール: toshikei@city.toyota.aichi.jp

市街地緑地保全審議会 公園緑地課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6621 / FAX: 34-4500
Eメール: kouen@city.toyota.aichi.jp

生涯学習審議会 学び体験推進課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6660 / FAX: 32-9779
Eメール: manabi@city.toyota.aichi.jp

文化芸術振興委員会 文化振興課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6631 / FAX: 34-6766
Eメール: bunshin@city.toyota.aichi.jp

美術館運営協議会 美術館

〒471-0034 小坂本町8-5-1 / 電話: 34-6748 / FAX: 36-5103
Eメール: bijutsukan@city.toyota.aichi.jp

博物館運営協議会 博物館

〒471-0034 小坂本町5-80 / 電話: 32-6512 / FAX: 85-0902
Eメール: hakubutsukan@city.toyota.aichi.jp

民芸館運営協議会 民芸館

〒470-0331 平戸橋町波岩86-100 / 電話: 45-4158 / FAX: 47-4007
Eメール: mingei@city.toyota.aichi.jp

応募用紙

年 月 日

申込者	氏名	(フリガナ)			
	生年月日	年	月	日生〔歳〕	
	住所	〒	—	連絡先	自宅電話番号 () —
	勤務先又は学校名				勤務先等電話番号 () —
	上記の住所	〒	—		
※ 応募する審議会等の名称1つにチェックをお付けください。					
応募先	<input type="checkbox"/> 地域経営懇話会		<input type="checkbox"/> 生涯学習審議会		
	<input type="checkbox"/> 環境審議会		<input type="checkbox"/> 文化芸術振興委員会		
	<input type="checkbox"/> ジェンダー平等推進懇話会		<input type="checkbox"/> 美術館運営協議会		
	<input type="checkbox"/> 都市計画審議会		<input type="checkbox"/> 博物館運営協議会		
	<input type="checkbox"/> 市街地緑地保全審議会		<input type="checkbox"/> 民芸館運営協議会		
	※ 応募しようと思った理由を御記入ください。				
応募動機					
自己PR	※ あなたが自己啓発していること、ボランティア活動、自治区活動、これまでの仕事上の経験など自由に記入してください。				

※ 記入欄が足りない場合は、別の用紙に記入していただいてかまいません。

※ 応募する審議会等で出されている「課題」について御記入ください。

(別の用紙を使用していただいてもかまいません。)

【課題】

（この部分は複数行記入用のフォームです。）

《お知らせ》審議会委員の募集情報のメール配信サービスを行っています。メール配信を希望される方は、以下のとおり、ご自身のメールアドレスからgyoukaku@city.toyota.aichi.jpまでメールを送ってください。<件名：審議会委員の募集情報配信希望>